# 山口県教連　教育ニュース

令和８年 11 月 19 日発行

速報!!

# 県教育委員会　最終回答!!

11 月 10 日（火）、17 日（火）に山口県教育委員会との給与確定交渉に臨みました。給与だけでなく、業務削減、環境改善、人手不足解消、働き方改革と、様々な視点から要望しました。そして、18 日（水）23 時から、県教連事務局で県教育委員会担当者との最終事務折衝を行い、以下の通り最終回答が示されました。

## ①　給与関係の改定

給料・諸手当については、人事委員会勧告の通りとしたい旨の提示が出されており、それは最終回答でも変わりませんでした。

**（１）令和８年度の給与、ボーナスについて（R8.4.1 から実施、差額は遡及して支給）**

**○　月例給**

・　民間給与との均衡を図るため、**月例給を 3.06%引上げ**。

・　教育職（二）２級（小中学校教諭）のいくつかの号給を例示すると…

| | 17 号給（初任者） | 30 号給 | 80 号給 | 再任用 |
|---|---|---|---|---|
| R7 | 267,700 円 | 286,200 円 | 372,000 円 | 288,200 円 |
| R8 | 278,400 円 | 297,000 円 | 385,000 円 | 312,700 円 |
| **引上げ額** | **10,700 円** | **11,000 円** | **13,000 円** | **24,500 円** |

※　県立学校教諭は教育職（一）、事務職員は行政職に当たります。

※　ご自分の等級、号給で比較したい方は下記の資料を参照してください。

山口県人事委員会

令和７年　職員の給与等に関する報告及び勧告（教育職は p.45～）

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/222659.pdf

令和８年　職員の給与等に関する報告及び勧告（教育職は p.43～）

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/253572.pdf

**○　期末・勤勉手当（ボーナス）**

・　民間給与との均衡を図るため、**特別給の年間支給割合を 0.05 月分引上げ**。
（期末手当、勤勉手当にそれぞれ 0.025 月分ずつ配分）

・　これを基に、教育職（二）２級の 30 号給を例にして単純計算すると…

| | 月例給 | 支給割合 | １年間の特別給 |
|---|---|---|---|
| R7 | 286,200 円 | ×4.65 月分 | 1330,830 円 |
| R8 | 297,000 円 | ×4.70 月分 | 1395,900 円 |
| **引上げ額** | | | **65,070 円** |

※　昇給、所得税、共済組合掛金などの関係から、実際の金額とは異なります。

## （２）諸手当について

### ○ 宿日直手当（R8.4.1 から実施、差額は遡及して支給）

・ 勤務１回に係る**支給限度額を引き上げ**。

| | R6 | R7 | R8 |
|---|---|---|---|
| 通常の宿日直勤務 | 4,400 | 4,700 | 5,000 |
| 特殊な業務を主とする宿日直勤務<br>（高等学校、総合支援学校における舎監業務） | 7,400 | 7,700 | 8,000 |

### ○ 教員特殊業務手当（R9.1.1 から実施）

・ **部活動指導業務１日に係る手当を引き上げ**。

| | R7 | R8 |
|---|---|---|
| 部活動指導業務に係る手当 | 2,700 | 3,900 |

### ○ 転居手当の新設

・ 転勤に伴い、教職員が一定距離離れた場所に転居した場合に支給される手当。

・ 距離などはこれから検討。国の人事院勧告に準じた制度となるよう検討される。

### ○ 臨時的任用職員に対する赴任旅費の支給

・ R8.4.1 以降の赴任に伴い転居した臨時的任用職員も、赴任旅費の支給対象となる。

### ○ 公務旅行に係る高速道路利用料の支給

・ 公務のために特に必要とするものに限り、公務旅行に係る高速道路利用料の支給が可能に。

・ 県立学校は使用料・賃借料から支給。

・ 市町立小・中学校は使用料・賃借料を県から措置するのが困難であり、条例改正で旅費から支給できる規定に変更。

## （３）その他

### ○ 教職調整額

・ R7 成立の給特法等改正法に基づき、R9 に**１％引上げられ、５→６％に**。

### ○ 特別支援教育に従事する教員の給料の調整額

・ 全ての教員が特別支援教育に関わることが重要となっていることから、**特別支援教育に従事する教員の調整数「１」を２年間かけて１／２に縮減**。

| 期間 | 調整数 |
|---|---|
| ～R8.12.31 | 1 |
| R9.1.1～R9.12.31 | 0.75 |
| R10.1.1～ | 0.5 |

# ② 給与以外の改定

**（１）夏季休暇の拡充**

- **日数**の拡充及び**取得可能期間**が延長。
- これまで通り、分割しての取得も可能。

| | 日数 | 取得可能期間 |
|---|---|---|
| 変更前 | ４日 | ７～９月の３か月間 |
| 変更後 | **５日** | **６～10 月**の５か月間 |

**（２）無給休暇の新設**

- 年休の残り日数が尽きた場合のセーフティーネットとして検討。
- 日数などはこれから検討。国の人事院勧告に準じた制度となるよう検討される。

**（３）県立高校の舎監に係る負担の軽減**

- 予算次第になるが、寄宿舎を設置している県立高校への非常勤舎監の配置を検討。
- ２人配置している舎監うちの１人を非常勤舎監に。
- 緊急時、教員が対応する必要があるという声も学校から挙がっており、２人舎監を配置している学校優先で配置を検討。

**（４）事務職員の育成指標の策定**

- 人材育成基本方針及び「山口県市町立学校教職員評価実施要領」等の内容を踏まえて策定。

**（５）働き方改革の取組**

**○ 部活動の地域展開**

- 活動方針に基づく活動の一層の徹底に努め、学校部活動の地域展開を着実に推進。
- 地域展開が進んでいない市町への働きかけ等を実施。

**○ 会議・研修、調査・報告等の精選・簡素化**

- 毎年度調査を実施し、当初の８割ぐらいの分量まで削減したが、どうしても削れない調査もあり、近年は横ばい状態。
- 今後、増えることは防ぎたいと考えている。

**○ 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の取組の推進**

- 策定された計画の取組が着実に進むよう、各市町と連携。

**○ 「学校における保護者等対応ガイドライン」に係る学校への一層の周知**

- 学校によってガイドラインやポスターの活用に差がある状況なので、一層の周知を進める。

## ③ 課長努力事項（今後、改善を進めたい内容）

**（１）非常勤講師の報酬**

- 現状の 2,940 円からの改善を目指したい。

**（２）教員採用試験の改善**

- 時期をずらすのは難しいが、免除対象など含め改善できるよう、意見を聞いて検討したい。

**（３）市町立学校の学力向上に向けた取組の在り方**

- CBT 化されるに当たり、取組の在り方の見直しは常に行っていきたい。

**（４）県立学校における校務技師の拠点校配置における負担軽減**

- 一時期は１校に１人配置されていたが、現在は複数校をまとめて配置されている。
- 引き続き措置をすることで、負担軽減に努めたい。

不本意な点は数多くあるものの、今後もお互いに協力して、山口県教育をより良いものへと着実に進めていくことを確認し、23 時 20 分に金子委員長が、本年度の給与確定交渉の収束を宣言しました。

会員の皆様、今年度も、事務局に様々な要望を届けたり、交渉へ参加したり、アンケートへ協力したりしてくださり、本当にありがとうございました。県教連が要望してきたものの中には、今年度も残念ながら叶わなかったものが数多くあり、山口県教育の正常化は未だ道半ばです。しかしながら、これで諦めることなく、本当の意味で先生方にとって、そして子どもたちにとってより良い山口県教育となるよう一丸となって取り組んでいけたらと考えています。

今後とも県教連の活動へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。


子供に夢を　職務に誇りを

山口県教職員団体連合会（県教連）

フリーダイヤル　0120－419－318　　フリーダイヤル（FAX）0800－200－2039

E-mail　yamaguchi@kenkyouren.jp

県教連 Web　https://kenkyouren.jp